

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目次

告示

○愛知県事業系食品ロス量に関する調査の実施	第416号	（資源循環推進課）	1
○愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査の実施	第417号	（同）	2
○特定養殖共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意	第418号	（水産課）	3
○道路の区域の変更	第419号	（道路維持課）	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	第420号	（砂防課）	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	第421号	（同）	3
○指定公金事務取扱者への公金事務の委託	第422号	（公営住宅課）	3

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出	第60号		
		（選挙管理委員会事務局）	4

公告

○あいち産業科学技術総合センター産業技術センター始め3 施設で使用する電気に関する一般競争入札の実施		（産業科学技術課）	5
○緊急防災等工事計画書の縦覧		（農地計画課）	7
○土地改良事業計画書の縦覧		（同）	7
○土地区画整理組合の定款の変更認可 （尾張旭北原山土地区画整理組合）		（都市整備課）	7
○土地区画整理事業の施行地区の換地処分		（同）	8

告示

愛知県告示第416号

愛知県統計調査条例（平成20年愛知県条例第49号）に基づき、愛知県事業系食品ロス量に関する調査を次のように実施する。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 調査の名称
愛知県事業系食品ロス量に関する調査

- 2 調査の目的
県内の食品関連事業者から発生する食品ロス量を調査し、県内の事業系食品ロス量を推計することを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
愛知県内全域
- 4 報告を求める者
日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号に定める日本標準産業分類をいう。）に掲げる中分類に掲げる産業である食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業及び茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）に限る。）、水運業（沿海海運業（沿海旅客海運業に限る。）及び内陸水運業に限る。）、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業又はその他の生活関連サービス業（冠婚葬祭業（結婚式場業に限る。））に属する県内の事業所のうち、従業員数の規模に応じて所定の割合で抽出した2,492事業所
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
事業所の概要、食品廃棄物の排出の状況、食品ロスが発生する要因、食品ロスを削減するための取組の状況、食品廃棄物の再生利用の状況、食品ロスの削減の取組に対する支障となる事項及び災害時用備蓄食品の保有の状況
 - (2) (1)の事項の基準となる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 6 報告を求めるために用いる方法
郵送により調査票を配布し、インターネット又は郵送により調査票の取集を行う。
- 7 報告を求める期間
令和7年10月14日から同年11月28日まで

愛知県告示第417号

愛知県統計調査条例（平成20年愛知県条例第49号）に基づき、愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査を次のように実施する。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 調査の名称
愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査
- 2 調査の目的
県内における廃棄物処理の実態等を把握し、廃棄物処理行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
愛知県内全域
- 4 報告を求める者
日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号に定める日本標準産業分類をいう。）に掲げる大分類に掲げる産業である農業、林業（林業に限る。）、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）に属する県内の事業所のうち従業員数の規模に応じて所定の割合で抽出した事業所及び調査実施年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第10項又は第12条の2第11項の報告を行った事業所20,315事業所
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
事業所及び事業の概要、産業廃棄物及び副産物の発生量（建設業にあっては、その地域別割合を含む。）、自社（建設業にあっては、工事現場を含む。）での中間処理の方法及び中間処理後の量、処理又は処分の方法等、委託中間処理の方法及びその後の処分の方法並びに資源化の用途
 - (2) (1)の事項の基準となる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、建設工事に係る事項については、着工の日から令和6年度中の完成の日まで
- 6 報告を求めるために用いる方法
郵送により調査票を配布し、インターネット又は郵送により調査表の取集を行う。
- 7 報告を求める期間
令和7年10月15日から同年11月28日まで
- 8 調査結果の公表の方法及び期日
令和8年度に策定する愛知県廃棄物処理計画において公表する。

愛知県告示第418号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第71条の7において準用する同令第47条の規定に基づき届出があった次の区域についての区域内特定養殖業者の特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合するものと認める。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

区域

特定のり渥美加入区に係る区域

愛知県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	桑谷柱線	旧	岡崎市桑谷町字一斗目38番1地先から同33番1地先まで	10.8～12.5m	0.119km
		新	同	12.5～14.2	同

愛知県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
青木町8丁目－1（227－K－009）	高浜市青木町八丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	青木町8丁目－1（227－K－009）	高浜市青木町八丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として次のように指定する。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
1	青木町8丁目－1（227－K－009－1）	高浜市青木町八丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	青木町8丁目－1（227－K－009－1）	高浜市青木町八丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第422号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のように指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

なお、令和2年愛知県告示第186号（県営住宅の家賃及び附帯設備使用料並びに駐車場の使用料の収納事務の委託）は、廃止する。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

指定公金事務取扱者の名称 及び住所又は事務所の所在地	地方自治法第243条 の2第1項の規定に よる指定をした日	委託した公金事務に係る 歳入等又は歳出	委託をした日 (委託期間)
セントラル法律事務所（代表者 前川 弘美） 名古屋市中区丸の内三丁目15番 3号 T C F 丸の内ビル	令和7年9月25日	退去者に係る県営住宅の家賃及び 附帯設備使用料並びに駐車場の使 用料のうちの一部の家賃及び附帯 設備使用料並びに駐車場の使用料	令和7年10月1日から 令和10年9月30日まで

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和7年10月10日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔2号国会議員関係政治団体であるその他の政治団体〕

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	公職の候補者の氏名 及び公職の種類 (法第19条の7第1項 第2号に係るもの)	届 出 年月日
税理士による西 川あつし後援会	木村 茂徳	鈴木 浩二	名古屋市中川区高 畑2-326	西川 厚志、衆議院議員	令和 7.8.6

〔1号及び2号国会議員関係政治団体であるその他の政治団体〕

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	公 職 の 種 類 (法第19条の7第1 項第1号に係るもの)	届 出 年月日
杉本純子後援会	杉本 純子	藤野 幸彦	名古屋市千種区仲 田一丁目8-1	参議院議員	令和 7.8.18
山内遼平と学ぶ 会	山内 遼平	富田 昌義	東海市加木屋町南 鹿持18	衆議院議員	7.8.15

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年月日
赤見ゆたか後援会	赤見 優	赤見 優	知多市南翼が丘2丁目141番地	令和 7.8.25
江上博之後援会	山本 雅之	西川 直利	名古屋市中川区荒中町157	7.8.4
荻野しんいちを応援する会	荻野 眞市	荻野 岸代	新城市作手白鳥字西28番地	7.8.29
柿田よしひさ後援会	村瀬 謙治	柿田久美子	東海市横須賀町二ノ割63番地	7.8.5
皇國誠魂塾	岩瀬 介治	岩瀬真奈美	豊橋市弥生町字西豊和5-10	7.8.15
これからの新城と奥三河を考える会	古瀬 剛	古瀬裕多郎	新城市石田字八幡26番地1	7.8.21
新城を良くする会	室田 忍	山田 辰也	新城市大宮字金山11-3	7.8.19
知多未来の会	服部 洋志	服部 大介	知多市新知東町3丁目18番地の1	7.8.12
とよあけの歴史と未来を創造する会	樋口 俊雄	金田 政明	豊明市杏掛町寺内123番地1	7.8.29
林けんじ後援会	林 健児	林 久美	海部郡大治町花常東屋敷91	7.8.12

備考1 「2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第2号に掲げる政治団体をいう。

2 「1号及び2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体であって、かつ、同項第2号に掲げる政治団体であるものをいう。

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等

〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党愛知県ときわ会支部	古橋 智久	代表者	古橋 智久	浜田 賢治	令和7.8.1
		会計責任者	宮川信太郎	鎌田 茂	
自由民主党愛知県陸運支部	山口 真史	会計責任者	小島 増美	大野 義明	7.7.1

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
愛知県生衛団体政治連盟	杉山 博康	会計責任者	佐治 寛行	佐山 義則	令和7.6.26
中村たけお後援会	近藤 善房	代表者	近藤 善房	木村 駿	7.7.6
山本ひろし後援会	山本 浩史	主たる事務所の所在地	田原市東赤石5丁目66	田原市東赤石5丁目67	7.8.26

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
赤見ゆたか後援会	赤見 優	令和7.8.25
江上博之後援会	山本 雅之	6.12.31
皇國誠魂塾	望月佐一郎	3.3.30
税理士による大塚耕平後援会	久野 耕嗣	7.8.7
出口かつみ後援会	水谷 光宏	5.9.30
林けんじ後援会	林 健児	7.8.12

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
杉本 純子	参議院議員	杉本純子後援会	名古屋市千種区仲田一丁目8-1	令和7.8.13
山内 遼平	衆議院議員	山内遼平と学ぶ会	東海市加木屋町南鹿持18	7.8.14

5 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
山本 浩史	山本ひろし後援会	主たる事務所の所在地	田原市東赤石5丁目66	田原市東赤石5丁目67	令和7.8.26

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

あいち産業科学技術総合センター産業技術センター始め3施設で使用する電気
 予定使用電力量 2,095,000kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和8年1月1日（木）から令和8年12月31日（木）まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

- ア あいち産業科学技術総合センター産業技術センター(刈谷市恩田町一丁目157番地1)
- イ あいち産業科学技術総合センター産業技術センター常滑窯業試験場(常滑市大曾町四丁目50)
- ウ あいち産業科学技術総合センター産業技術センター三河窯業試験場(碧南市六軒町二丁目15)

(5) 入札方法

- ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

- イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)「01. 物品の製造・販売」のうち、「35. 電力」に登録されている者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
- (6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」(令和7年5月29日付け7地温第660号愛知県環境局長通知)第5条に定めるところにより電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示している者(開示したとみなされる者を含む。)で、同環境配慮方針別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上(70点に満たない場合にあっては、同環境配慮方針第4条(2)の環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上)のものであること。
- (7) 令和2年4月1日(水)以降に国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人等と電気の需給契約を締結し、1年以上継続して履行した実績があること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和7年10月10日(金)から令和7年10月23日(木)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

電子入札システムにより難しい場合は、令和7年10月10日(金)から令和7年10月23日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、(4)の場所において随時交付します。

(2) 入札期間

令和7年11月26日(水)午前9時から令和7年11月27日(木)午後4時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

(3) 開札の日時及び場所

令和7年11月28日(金) 午前10時

あいち産業科学技術総合センター産業技術センター総務課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

あいち産業科学技術総合センター産業技術センター総務課

刈谷市恩田町一丁目157番地1(郵便番号448-0013)

電話(0566)24-1841(自動音声案内「9」)

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の 3 の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及び I C カードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書、誓約書、2(5)の資格を有することを証明する書類及び契約実績一覧表を令和 7 年10月10日（金）午前 9 時から令和 7 年10月23日（木）午後 4 時までの間に、電子入札システムにより、又は 3(4)の場所に書面により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Electricity to be used in Industrial Research Center, Aichi Center for Industry and Science Technology and 2 other facilities. Estimated amount required: 2,095,000 kWh
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., November 26, 2025 - 4:00 p.m., November 27, 2025
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Office, Industrial Research Center, Aichi Center for Industry and Science Technology
1-157-1 Onda-cho, Kariya City, Aichi 448-0013 Japan
Tel. 0566-24-1841 (Automatic voice guidance 「9」)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 4 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（西福田 2 期地区）の緊急防災等工事計画を定めたから、次のように緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

令和 7 年10月10日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 期間

令和 7 年10月14日から令和 7 年11月11日まで

2 場所

名古屋市港区役所南陽支所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定に基づき、県営土地改良事業（防災ダム事業 小原池地区）の土地改良事業計画を変更したので、次のように変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和 7 年10月10日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 期間

令和 7 年10月14日から令和 7 年11月11日まで

2 場所

美浜町役場

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

令和 7 年10月10日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 組合の名称
尾張旭北原山土地区画整理組合

- 2 事務所の所在地
尾張旭市東栄町一丁目 8 - 12

- 3 設立認可の年月日
平成12年 9 月12日

- 4 変更認可の年月日
令和 7 年10月10日

- 5 変更の内容
公告の方法

変更前 尾張旭北原山土地区画整理組合事務所及び尾張旭市役所の掲示所に掲示して行う。法第77条第5項（法第133条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告をするときは、この掲示のほか、官報に掲載して行う。

変更後 尾張旭北原山土地区画整理組合事務所及び尾張旭市役所の掲示所に掲示して行う。法第77条第5項（法第133条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告をするときは、この掲示のほか、官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づき、東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業の施行地区について換地処分があった。

令和 7 年10月10日

愛知県知事 大 村 秀 章